

別表3 建築物エネルギー消費性能適合判定料金表

(単位：円、消費税込(税率10%))

判定対象床面積	評価手法					
	モデル建築物法			標準入力・主要室入力法		
	A類	B類	C類	A類	B類	C類
～ 300㎡未満	88,000	66,000	44,000	165,000	121,000	88,000
300㎡以上 ～ 1,000㎡未満	110,000	77,000	55,000	209,000	143,000	110,000
1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	143,000	88,000	66,000	264,000	165,000	121,000

1. 建築物用途に応じたA類～C類の分類は別表4による。
2. 建築用途分類が複数ある場合は、原則、次のとおりとする。
 - ・ A類が含まれるときはA類
 - ・ A類が含まれず、B類が含まれるときはB類
3. 複合建築物の場合、非住宅部分により料金を算定する。
4. 確認申請の依頼と併願する場合は、上記の料金を0.8を乗じた額とする。
5. 複合建築物において、住宅部分が所管行政庁による審査等の対象となる場合は、所管行政庁への図書送付等の事務手数料として、11,000円(税込)加算する。
6. 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の用途・面積により料金を算定する。
7. 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成される場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合は、別表 によらず、一律 33,000円(税込)とする。
8. 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金を0.5を乗じた額とする。
ただし、次の場合は上表の料金とする。
 - ①用途分類を変更する場合
 - ②モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
 - ③評価方法の変更(モデル建物法 ⇄ 標準入力法 等)
 - ④直前の判定を当センター以外の機関等から受けている場合
 なお、審査を伴わない変更申請については、2,200円(税込)とする。
9. 通知書の交付前までに大規模な計画変更を行う場合の再申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金を0.5を乗じた額とする。
10. 軽微変更該当証明の申請(軽微な変更ルートC)に係る料金は、当初の申請で適用された料金を0.5を乗じた額とする。ただし、直前の判定を当センター以外の機関等から受けている場合は上表の料金とする。
11. 軽微な変更ルートA及びBに係る料金は、当初の申請で適用された料金を0.1を乗じた額とする。
12. 適合判定通知書、軽微変更該当証明書を再発行する場合は、1通につき2,200円(税込)とする。

※以上の料金に該当しない場合は、別途相談とする。